(ロ) 有期実習型訓練の実施期間が三箇月を超え、六箇月（資格を取得するための期間が六箇月を超えるなど特別な理由がある場合には一年）以下であること。

(ハ) 有期実習型訓練の総訓練時間数を六箇月当たりの時間数に換算した時間数が四百二十五時間以上であること。

(ニ) 実習の時間数の有期実習型訓練の総訓練時間数に占める割合が一割以上九割以下であること。

(ホ) 対象職業能力形成促進者に対して、厚生労働大臣が定める方法により能力評価を実施すること。

(ヘ) 有期実習型訓練の指導及び能力評価に係る担当者及び責任者が選任されていること。

(ト) 有期実習型訓練を修了した対象職業能力形成促進者の労働契約の更新等の取扱い及び当該取扱いに係る基準が定められていること。

(2) イ(1)(iii)及び(2)(i)に該当する事業主であつて、次のいずれかに該当する事業主であること。

(i) 次のいずれにも該当する事業主であること。

(イ) 年間職業能力開発計画に基づき、被保険者等のうち、対象短時間等労働者に対象認定実習併用職業訓練を受けさせる事業主（当該対象認定実習併用職業訓練の期間、当該対象短時間等労働者が所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額を支払う事業主に限る。）であること。

(ロ) 年間職業能力開発計画に基づき、厚生労働大臣が定める方法により、被保険者等のうち、対象短時間等労働者に能力評価を実施する事業主であること。

(ii) 年間職業能力開発計画に基づき、被保険者等のうち、対象短時間等労働者であつて、対象職業能力形成促進者である者に対象有期実習型訓練を受けさせる事業主（当該対象有期実習型訓練の期間、当該対象職業能力形成促進者が所定の労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の額を支払う事業主に限る。）であること。

第百二十五条第二項第二号イ(1)を次のように改める。

(1) 対象職業訓練（当該事業主が自ら運営する座学等に限る。）の運営に要した経費並びに対象職業訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料及び受講料の合計額の三分の一（中小企業事業主にあつては、二分の一）に相当する額として厚生労働大臣の定める方法により算定した額」を削り、同(3)を同イ(2)とし、同号ロ(1)を次のように改める。

(1) 対象短時間等職業訓練（当該事業主が自ら運営する座学等に限る。）の運営に要した経費並びに対象短時間等職業訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料及び受講料の合計額の三分の一（中小企業事業主にあつては、二分の一）の額（その額が、当該対象短時間等労働者一人につき、次の(i)から(iii)までに掲げる一の対象短時間等職業訓練を受けた対象短時間等労働者一人につき、次の(i)から(iii)までに掲げる一の対象短時間等職業訓練の実施時間数の区分に応じ、当該(i)から(iii)までに定める額を超えるときは、当該定める額）

(i) 三百時間未満　五万円

(ii) 三百時間以上六百時間未満　十万円

(iii) 六百時間以上　二十万円

第百二十五条第二項第二号イ(2)を削り、同イ(3)中「一般対象職業訓練」を「対象職業訓練」に改め、「に相当する額として厚生労働大臣の定める方法により算定した額」を削り、同(3)を同イ(2)とし、同号ロ(1)を次のように改める。

(1) 対象職業訓練（当該事業主が自ら運営する座学等に限る。）の運営に要した経費並びに対象職業訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料及び受講料の合計額の三分の一（中小企業事業主にあつては、二分の一）の額（その額が、当該対象職業訓練又は当該対象有期実習型訓練を受けた被保険者等（対象短時間等労働者を除く。）一人につき、次の(i)から(iii)までに掲げる一の対象職業訓練又は対象有期実習型訓練の実施時間数の区分に応じ、当該(i)から(iii)までに定める額を超えるときは、当該定める額）

(i) 三百時間未満　五万円

(ii) 三百時間以上六百時間未満　十万円

(iii) 六百時間以上　二十万円

第百二十五条第二項第二号ロ(2)を削り、同ロ(3)中「に相当する額として厚生労働大臣の定める方法により算定した額」を削り、同(3)を同ロ(2)とし、同号ハ柱書中「前号イ(3)」を「前号ロ(1)」に改め、同ハ(1)を次のように改める。

(1) 対象認定実習併用職業訓練又は対象有期実習型訓練（当該事業主が自ら運営する座学等に限る。）の運営に要した経費並びに対象認定実習併用職業訓練又は対象有期実習型訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料及び受講料の合計額の三分の一の額（その額が、当該対象認定実習併用職業訓練又は当該対象有期実習型訓練を受けた被保険者等（対象短時間等労働者を除く。）一人につき、次の(i)から(iii)までに掲げる一の対象認定実習併用職業訓練又は一の対象有期実習型訓練の実施時間数の区分に応じ、当該(i)から(iii)までに定める額を超えるときは、当該定める額）

(i) 三百時間以上六百時間未満　十万円

(ii) 六百時間以上　二十万円

(iii) 六百時間以上　二十万円

第百二十五条第二項第二号ハ(2)を削り、同ハ(3)中「被保険者等」の下に「（対象短時間等労働者を除く。）」を、「対象認定実習併用職業訓練」の下に「又は対象有期実習型訓練」を加え、「に相当する額として厚生労働大臣の定める方法により算定した額の四分の一（中小企業事業主にあつては、三分の一）」を「の三分の一」に改め、同(3)を同ハ(2)に改め、同ハ(4)を次のように改める。

(3) 被保険者等（対象短時間等労働者を除く。）一人につき、一の対象認定実習併用職業訓練又は一の対象有期実習型訓練（実習に限る。）の実施時間数に六百円を乗じて得た額（その額が四十万八千円を超えるときは、四十万八千円）

第百二十五条第二項第二号ヘを削り、同号ホ中「前号ハ(1)」を「前号ニ(1)」に改め、同号ニ柱書中「前号ロ」を「前号ハ」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ホを次のように改める。

ホ 前号ハに該当する事業主　次に掲げる額の合計額

(1) 自発的職業能力開発経費を負担する事業主にあつては、当該事業主が負担した自発的職業能力開発経費の二分の一の額（その額が、自発的職業能力開発を受けた被保険者一人につき、次の(i)から(iii)までに掲げる一の自発的職業能力開発の実施時間数の区分に応じ、当該(i)から(iii)までに定める額を超えるときは、当該定める額）

(i) 三百時間未満　五万円

(ii) 三百時間以上六百時間未満　十万円

(iii) 六百時間以上　二十万円

(2) 職業能力開発休暇を与える事業主にあつては、当該職業能力開発休暇の期間について当該事業主が支払つた賃金の額の二分の一の額（その額を当該算定の基礎となつた賃金の支払に係る時間数で除して得た額が基本手当日額の最高額を当該事業主の事業所における所定労働時間数で除して得た額を超えるときは、基本手当日額の最高額を当該事業主の事業所における所定労働時間数で除して得た額に当該賃金の支払に係る時間数を乗じて得た額）

第百二十五条第二項第二号ハの次に次のニを加える。

ニ 前号ロ(2)に該当する事業主　次に掲げる額の合計額

(1) 対象認定実習併用職業訓練又は対象有期実習型訓練（当該事業主が自ら運営する座学等に限る。）の運営に要した経費並びに対象認定実習併用職業訓練又は対象有期実習型訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行う座学等に限る。）に係る入学料及び受講料の合計額の三分の一（中小企業事業主にあつては、二分の一）の額（その額が、当該対象認定実習併用職業訓練又は当該対象有期実習型訓練を受けた対象短時間等労働者一人につき、次の(i)から(iii)までに掲げる一の対象認定実習併用職業訓練又は一の対象有期実習型訓練の実施時間数の区分に応じ、当該(i)から(iii)までに定める額を超えるときは、当該定める額）

(i) 三百時間未満　五万円

(ii) 三百時間以上六百時間未満　十万円

(iii) 六百時間以上　二十万円